

【様式 2 - 1】

保護者 様

鹿児島大学教育学部附属特別支援学校長

学校における緊急時の医薬品の使用について(お願い)

本校では、てんかん発作や重度の低血糖発作等により、生命の危険又は重篤な状態に陥る可能性があるとして主治医が判断しており、保護者から学校への依頼があった場合は、医師の指示に基づき医薬品の挿入及び投与が可能です。

保護者が学校に緊急時の医薬品の挿入及び投与の依頼を希望する場合は、学校で対応可能な範囲等を事前に御確認いただいたうえで、主治医に御相談ください。

その結果、主治医が、てんかん発作あるいは重度の低血糖発作等により、生命の危険又は重篤な状態に陥る可能性があり、学校で緊急時の医薬品の挿入及び投与が必要と判断した場合は必要な書類の提出等をもって対応が可能となります。

緊急時の医薬品の挿入及び投与を依頼する場合は、保護者の同意及び主治医の具体的な指示が明記された書類（別紙「発作時等の緊急対応依頼書」）を御提出の上、実際の対応について担当職員と依頼内容の確認（面談等）をしていただくことになっています。

なお、主治医への文書作成依頼については文書料が発生することがありますので、あらかじめ御承知おきください。

1 本校における緊急時の医薬品の挿入及び投与について

(1) 預かり及び投与が可能な抗てんかん薬

- ・ 坐剤（ダイアップ®・エスクレ）
- ・ 口腔用液（プロラム®）
- ・ ジアゼパム点鼻液（スピジア®）

(2) 預かり及び投与が可能なその他の薬

- ・ 重度の低血糖発作時のグルカゴン点鼻粉末剤（パクスミー®）
- ・ アナフィラキシーショック時のアドレナリン注射液（エピペン®）
- ・ アナフィラキシーショック時のアドレナリン点鼻液（ネフィー®）

2 医薬品の預かり及び投与に際し必要な提出書類

学校における緊急時の医薬品の挿入及び投与に関する保護者の同意、及び主治医の指示が明記された書類(様式 2 - 2：発作時等の緊急対応依頼書)を提出してください。

3 その他

- ・ 医薬品の挿入及び投与後は医療機関へ速やかに受診してください。
- ・ 医薬品の挿入及び投与が困難な場合は、救急車による医療機関への搬送を行います。
- ・ 「発作時等の緊急対応依頼書」は毎年提出してください。また、症状や対応方法、薬の種類・用量に変化があった場合は、その都度提出してください。